

第 29 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年10月31日(金) 午後 2時00分		
閉会日時	同 上 午後 3時10分		
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)		
出席委員	21名		
	農業委員		
	1番 富田 正次郎	3番 山形 啓子	
	4番 川口 賢一	6番 井田 秋雄	
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子	9番 坂本久美子
	10番 星野 昭彦	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄	
	農地利用最適化推進委員		
	1番 金子 博一	2番 萩原 完一	3番 武幸一
	4番 木村 聰	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
		8番 丹羽 康博	
	10番 齊藤 克代	11番 深澤 憲司	
	[遅刻委員]		
	[中座委員]		
	[早退委員]		
欠席委員	2番 杉戸 恵司	5番 山形 ちづ代	
	9番 中村 耕一郎	7番 多和田 圭一	12番 太田 亮一
議事参与	5名		
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史	
	次長 山藤 健二		
	係長 石原 幸枝		
	主査 細井 裕子		
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 会期決定の件		
	日程第3 第114号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
		委員会処分 4件	
	第115号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
		委員会処分 4件	
	日程第4 第116号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の		
	規定による依頼について 委員会処分 7件		
	日程第5 報告第55号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について		
	報告第56号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について		

開　　会　　午後　2　時　00　分

議　　長

ただ今から第29回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、6番井田委員及び7番星野重彦委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第114号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、受付番号14番につきまして武委員の親族が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。それでは、3番武推進委員退席をお願いします。

事務局より説明願います。

事　務　局

はい。議長。

議　　長

はい。事務局。

事　務　局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号13番、14番、15番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていないと考えます。

受付番号16番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置することから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要

件に該当しないものとなります。

営農状況といたしましては、渋柿（蜂屋柿）の植え付けがされており、昨年までは柿の実がいくらか実るくらいにまで生育されておりましたが、7月に営農型太陽光発電設備の現地調査を行ったときには木が途中から伐採され、樹幹（幹の部分）だけが残っている状態でした。申請者に理由書の提出を求めたところ、伐採に至った理由として太陽光発電設備の安全性の確保のためと、営農継続のための適切な栽培管理のために行ったということで、強剪定を行うことで伐採した箇所から発生する新芽を育てていくことで品質の良い渋柿を育成することを目的としているそうです。今後の対応としましては、樹木がソーラーパネルの高さに達する前に定期的に剪定を行い、安全確保と営農活動の両立に努めていくとのことでございます。提出された営農計画書によると、消毒や除草を行いながら来年から再び柿の収穫を行っていく計画となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、この件について10月30日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

3番農業委員 はい。

議長 はい。3番山形啓子委員。

3番農業委員 3番山形です。10月30日に6番小菅推進委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

第114号議案受付番号13番の場所ですが、国道353号を西に向かい新里町の農産物直売所の北側で、群馬用水配水池と道を挟んで右側の位置でございます。その場所は、木がだいぶ生い茂っていましたが、今後は、木を伐採し、とうもろこしを植える予定だそうです。養豚業で必要とする土地として管理していくのであれば良いのではないかと思います。

次に受付番号14番の場所ですが、申請地の北にある国道353号の北側には成田山の赤城寺がある場所になります。現在の場所は、おおよそ2つ分かれしており、片方の場所は畑に野菜が植えられており、もう片方は、耕作するということですので問題なく今後も再開ができると思います。

次に受付番号15番の場所ですが、申請地の南には前橋・大間々・桐生線で左は前橋方面になりますが、桐生から行くと新川駅からアバンセ、セブンイレブンを越えた北側の位置になります。ここは既に畑になっておりまして、作物が植えられておりましたが、この一角だけが木がうっそうとしておりまして整理されていない状況でした。今後ここが全部一体化されて、木が伐採され畑として整理されれば、利用価値が上がると思いました。

次に受付番号16番の場所ですが、十三塚集会所を西にまっすぐ進んだ右側を少し北に上がった位置になります。先程、事務局からご報告があった営農型太陽光発電施設で、7月の現地調査時には木が途中から伐採されていた状態ということでしたが、昨日現地調査を行った時には、少し枝が伸びて、横に出てい

る状態でした。昨年は柿の収穫がなかったようですが、今回の剪定によって今後柿の収穫が伸びることを期待しております。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 はい。12番渡辺です。受付番号16番の営農型の柿についてですが、剪定しないと木が大きくなり過ぎることですが、これからなる木を伐採するのではなく、もう少し枝を延ばして剪定すればいいのですが、小さい木を最初から切ることは、栽培する気持ちがあるのか疑います。

議長 確かに、柿の木の剪定は必要かとは思いますが、剪定というものではない内容に伺えるので、管理するのに問題あるのかなと思います。

ほかに、ご質問はありませんか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 はい。11番深澤です。一緒に現地に伺ったのですが、剪定ではないです。素人が柿の木を切った感じです。もし、やる気があるのであれば、きちんと講習を受講し、指導を受けてから栽培すべきだったのではないかというレベルの状態でした。

議長 どちらにしても、柿を収穫するには、問題ありの管理の仕方かと思います。それと、事務局で調べていただきたいのが、柿の木を切った切らないより植えた苗が育っていない現状がありますが、この面積に対して何本植えてどのように収穫するか、最初に計画書が提出された中で、予定されていた本数に対して、切ることに問題がありますし、植えた柿の木が育たないのも問題があります。何本くらい植えて、どのくらい育っていない等教えて下さい。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 はい。13番矢内です。私は、7月現地調査に行きましたが、柿を栽培する気持ちがないと伺えます。被設定人に対して事務局から指導していただきたい状態であります。今回3年後の申請でありますが、常識的な剪定を考えれば、昨年以上に良いものが収穫できるはずです。根本から伐採したという事は収穫する気持ちがないと思えます。この意見について、被設定人に注意してもらわないと、3年後の申請も伐採される可能性がございます。申し訳ございませんで済ませるのは問題かと思います。できれば、却下したほうが良いのではないでしょうか。

議長 事務局には、他の市町村で同じような問題をどう対処するのか調べてほしい

とお願いしております。柿の木については、木を切った部分と植えたけど育たない部分が育つようにしてほしいですし、おそらく古い土を動かしたから吸い口の無い上の部分が育たないのだろうと思います。栽培をきちんとしていない案件について事務局で調べた内容を教えて下さい。

事務局 先程の植えてある本数については、最初に出された計画では本数の記載はなく、収量のみの確認となっております。会長から依頼され、他の市町村ではどう対処しているのか調査いたしました。前橋市に営農型で収量が芳しくない案件についてどういう対応しているのか確認をしたところ、苦慮している話が聞けまして、実際に取っている対応といたしましては、更新期間を1年で様子をみて次の年にどれくらい収量が取れるのかといったところが現状だそうです。私たちが7月に行っている現地調査に当たるところと同様で、営農型の申請者に対しては、事業者と耕作を行っている人、または代理人を呼んで話を伺っている事が確認できました。

議長 他の市町村の農業委員会も営農型太陽光の耕作状況が良くないこと見受けられて、どう対処したら良いのか困っている状況です、その中で皆さんにもう少し考えいただき、3年更新の申請は出ておりますが、これをどういう方向で進めていくのが良いか、みなさんのご意見を伺います。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 はい。13番矢内です。柿の場合は、木を切ってしまったので1年後には収穫できません。毎年などと悠長なことを言ってはいけないと思います。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 はい。12番渡辺です。被設定人は、3か所持っていて毎年1年ずつの申請になると思います。来年申請される柿の木も同じ状況かと思います。

議長 最終的に、3条の申請について、みなさんにご意見をお伺いいたしましたが、5条の申請では3年の許可の申請が提出されておりますので、何年が良いか、きちんと決めた上で決議を執りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そのほかに何かございますか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 はい。11番深澤です。今、ユーチューブで柿の木の剪定の仕方が検索すれば出てきます。みなさんも時間があれば見ていただくと、今後、現地調査を行った時に役に立つとは思います。また、数量的に8割以上というのが基準だったかと思いますが、植え付け本数も通常の8割を確保しないと8割の数字を確保できないのではないかと思います。この意見について、どのように考えたらよいでしょうか。

- 議長 事務局 事務局、8割についてどのように考えたら良いでしょうか。
- 収量の8割についてですが、判断基準といたしましては、申請者が出される営農計画書、他の農地について栽培する農作物についての意見書を提出していただいて、栽培計画や農作業の期間、地域の収穫量・出荷量のデータを提出を求め、それを基に8割収穫できることを前提として処理を行っております。
- 11番推進委員 事務局 実際に植えた本数は、8割なくても問題はございませんか。
- 本数で見る訳でなくして、純粋に収量がどれくらいあるかという事で提出を求めて判断しております。
- 11番推進委員 たぶん、ブルーベリーや、柿苗木は値段が高いので被設定人は本数を減らしたいと思います。実際の話として、1,000本植える所を500本にしたら500本で1,000本と同等の管理をしていかなければ収量は上がらないと思いますが、その管理は、とても難しいと考えるのですが、本数の事も考えていかないと数量的にも上がらないという気がします。
- 議長 どちらにしても、一般的な農業のやり方を逸脱していると、どうやっても収量は上がりませんよね。
- 4番農業委員 はい。
- 議長 はい。4番川口委員。
- 4番農業委員 はい。4番川口です。受付番号16番に対して、一番最初の申請は何年前くらいでしたか。
- 事務局 当初の申請といたしましては、令和元年10月になります。
- 議長 6年経って、あの大きさになったわけですね。
- 受付番号16番については、以上になります。
- そのほかに何かございますか。
- 質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
- これより採決いたします。
- 第114号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手多数でございます。

よって、第114号議案は許可相当として承認されました。

それでは、3番武推進委員の入室を求めます。

武推進委員へご報告いたします。

本件については、承認されました。

続きまして、日程第3 第115号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号24番につきましては、先月の総会で保留となった件でございます。事務局より雨水対策について検討をしてほしい要望が委員会で出たことを伝えたところ、改めて貯留槽を設置する計画に変更をするということになりましたので再審議をしていただく形となります。

お配りした貯留槽設置計画図をご覧ください。貯留槽は542-83の南西部に1つ、南東部に2つ、543-92の南中央部に1つ、542-93の南中央部に1つ設置をすることです。

受付番号32番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号33番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号34番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上24番及び32番から34番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、この件について10月30日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

3番農業委員 はい。

議長 はい。3番山形啓子委員。

3番農業委員 3番山形です。引き続きご報告させていただきます。受付番号24番につきまして、前回、前々回総会に提出されていた案件でございまして、再度現地確認をさせていただきました。すでに前回許可された所には重機が入っておりまして、設置が見受けられました。

次に受付番号32番につきまして、場所は、新里社会体育館から梨木・香林線を北に上がった道路の左側が申請地となります。そこは、譲受人の自宅の一

角となっておりまして、一度は吹き替えをした瓦屋根の物置が設置されておりました。入口の土地も使っている状況でしたので、始末書も提出されておりますので仕方がないのかなと思います。

次に受付番号33番につきまして、こちらは先程、第114号議案農地法第3条受付番号16番でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に受付番号34番につきまして、場所は、水沼駅、水沼ビレッジの駐車場の向かい辺りになります。見た感じ地面は照らされているようになっていて、グランピング等の事業運営を計画していくためには、必要な事だと感じました。以上でございます。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

先程、3条で問題になりました受付番号33番につきまして、みなさんにご審議していただきたいと思います。ここでは、3年の更新を1年にという申出がございましたが、みなさん、そのことについて、どうお考えになりますか。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。どちらかというと、3年ではなく1年で良いと思います。

議長 ほかにご意見はございますか。

この件について、3年の所を1年という意見ですが、ほかにご意見はございますか。採決を取る時は、この意見だけにしたいと思います。

続きまして、受付番号33番以外の所につきまして、何かご意見はござりますか。せっかくですので、受付番号24番については、貯水池の関係で細かい事が書いてありますので、事務局で説明していただけますか。

余談になりますが、2件については3,000m³以上なので県の常設審議委員会で、こういう貯水池を造ってその処理をしますという事で無事に許可されました。

事務局 貯留槽の説明になりますが、貯留槽設置計画を見ていただいて、設置をする場所は1番から5番の貯留槽を設置しますという計画が上がってきております。貯留槽に1番、3番につきましては、計画図に右下にありますように縦横高さの計算式、具材の厚さの計算式を差し引いた分が水を収容できる容量となっております。貯留槽4番、5番については、同じような形となっております。雨水の貯留容量に関しては、1番から3番、4番、5番ですべて合計しますと164.144m³になります。貯留容量に関しては、県の基準をもとにした式に当てはめて計算を行いました。県の基準に当てはめると、542番83、貯留槽1から3になりますが、計画流失量が57.6m³で計算されました。今回こちらに提出されている貯留槽1から3について23.65m³を3倍してもらいます。57.6m³の流失量をクリアしていることになります。

542番92に関しましても計画流失量が57.6m³、542番93の計画流失量が81.0m³になっておりますので、こちらは貯留槽4との合計で2つの合計計画流失量が出されて計画されております。

桐生市太陽光条例の規定に引っかからないようにお願いをして、設置をしていただけだと桐生市農業委員会としては、助かります。

議長 そのほかに何かございますか。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。参考までに聞かせていただきたいのですが、貯留槽の具材は、どういうものですか。

事務局 申請者によりますと、プラスチック製の貯留槽という話です。

議長 下はコンクリートでないから1回水が入ると時間がたつと浸透していく形をとっているのですね。

事務局 1つ訂正がございまして、先程、営農型太陽光の設置年月の更新の件になりますが、平成28年10月となります。

議長 ほかに、ご意見ございませんか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 はい。11番深澤です。素朴な疑問ですが、貯水槽があるということは、ちょっとした大雨が降ると土砂の流失があり、貯水槽がだんだん埋まって土が入ると深さが足りなくなってしまいます。そういう場合の土砂の搬出は計算に入れないと捉えていいのでしょうか。

事務局 そのプラスチック貯留槽ですが、人が中に入れて土砂を取り除き定期的にメンテナンスができる構造になっているとお伺いしております。

11番推進委員 人力で作業するということですね。

議長 コンクリートにしたら浸透しなくなるので、とにかく入った水が浸透していく前提条件で貯留槽を造りますからね。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 はい。11番深澤です。最近、どこで豪雨が起るかわからない状況の中で、もし豪雨が起きたら土砂が流失すると思うので、そう考えた時に、入った土砂をどのようにして取り除くのかが疑問でした。

議長 一番難しいのが、何の条件も問題を付けられない所にお願いしている所を加味する必要があるので、桐生市太陽光条例の中では、それを付けなさいではなくて、何もなかったところに3000m²を超える広い所については、何かしらの形でお願いをして、お願いを聞いていただいている状況です。だからと言って大水が出ると困りますので今後も監視はしていかなければなりません。

それでは意見が出尽くしたようなので、これをもって終結いたします。

これより採決いたします。

第115号議案「農地法第5条の規定による許可申請について、委員会処分がまず3件ございます。本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。3件については、受付番号24番、32番、34番について皆さんに賛否を問います。本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第115号議案の3件については可決されました。

そしてもう一つ、みなさんにお諮りします。

受付番号33番の案件については、3年の申請でございますが、みなさんの先程の意見をお伺いしますと1年が妥当だという意見がございました。

1年で良いという意見の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

挙手多数でございますので、1年という事で決定いたしました。

日程第4 第116号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について10月30日に現地調査を実施しておりますで、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番推進委員 はい。

議長 はい。6番小菅推進委員。

6番推進委員 6番小菅です。10月30日に6番小菅推進委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

中間管理機構の賃借権について、受付番号1番ですが、場所は、板橋の信号から北に上がり100mから150m行った所の左側にございます。手前の土地は同じ方が耕作しており、その奥の区切りがわかりづらいのですが、使用で

きるので問題ないと思います。

受付番号2番の件につきまして、場所は、山上になります前橋市粕川町の隣になります。受付番号2番1について、既にちじみほうれん草が生育されており、きれいに耕作されておりました。また、道路反対の受付番号2番2については、余分な草は生えておらず問題はないと思います。

受付番号3番について、場所は新里中学の西にある給食センターサーのシルバー人材センターの横になります。こちらも田として収穫を待つ稻があり、特に問題ないと思います。

受付番号4番について、場所は、ベイシアの北側になります、旧浅田ファームの太陽光パネルの下で、少し変わった形の土地になりますが、こちらも田として収穫を待つ稻があり、特に問題はないと思います。

次に所有権移転になります。受付番号1番の件につきまして、場所は、農産物直売所の真南になります。こちらも農地中間管理機構が関与しております、買い手が牧草を作るということで準備が進められている状況でした。

受付番号2番の件につきまして、場所は、農産物直売所のすぐ下になります。この土地も向かい側の売り手の土地で、把握しているので、特に問題はないと思います。

受付番号3番1から3につきまして、場所は、黒保根の主要地方道沼田・大間々線を北に上がった主要地方道大間々・上白井線と交差した右側の細い道を南に下った所になります。いずれも既にいろいろ耕作されており、特に問題はないと思います。そしてそれにプラスして、受付番号3番4から9につきましても、一緒に耕作するということで、セットで購入するのだと思いました。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 はい。11番深澤です。当日現地調査に立ち会ったのですが、これから購入者側の申請が上がってくるかと思います。中間管理機構から売り手、買い手の値段の話し合いが終わった後に、この値段でどうでしょうかと売り手、買い手のいる目の前で私に振られたのですが、その状況で高いも安いも言えません。もし、値段設定するのであれば、話し合いが終わる前に、その値段が妥当なのか前もって聞いてもらえるようお願いしたいと思いました。

議長 今は、土地があるから誰にでも売りますという事ではなくて、売り手、買い手が決まっていて、中間管理機構が中に入って、なつかつお金の話も決まっています。農業委員さんがお仕事で行っていただいて、そのような話をされても困りますよね。

そのほかに何かございますか。

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第116号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、7件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第116号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 報告第55号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第55号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。以上です。

議長 届出がないという事で次に行きます。

続きまして、報告第56号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第56号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については8件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第56号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉　　会　　午後3時10分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会　　長

6　番

7　番
